

京都家庭裁判所委員会（第41回）議事概要

1 日時

令和6年6月27日（木）午後3時から午後5時まで

2 場所

京都家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員）

梅谷聡子、岡邊健、渋谷哲也、相馬直子、谷口誠、中村昭子、西脇正博、野澤健、野村大輔、伴龍太、森木田邦裕、山崎真平（五十音順、敬称略）

（事務担当者等）

田中幸大、田口正雄、山本正道、辻循、三宅秀明、中島栄治、山本尚子、丸岡由美子、今村清二、櫻田圭都、吉岡洋志、白木美奈子、河合一晃、中田妃南

4 テーマ

子の利益を最優先にした面会交流を実現するための取組について

5 議事概要

(1) 開会

(2) 新任委員等の紹介等

(3) 委員長代理の指名

(4) 議事・意見交換（◎は委員長、○は委員、●は裁判所からの説明）

裁判所から、子の利益を最優先にした面会交流を実現するための取組について説明、休憩時にプレイルームの見学を行った。

○面会交流をすることで、目標とするものは何か。調停がうまくいくこ

とか、継続的に面会交流が行われるケースが増加することか、面会交流が子どもにとって良い影響を与えることか、裁判所は何を一番大事に考えているのか。

●どれも大事ではあるが、子どもを中心とした解決を図るという面から、子どもにとって豊かな交流ができること、楽しいと思える面会交流を実現していくことが一番大事である。そのためには、父母の協力が必要で、その協力関係を持てるように調停で解決を図っていくことが必要だと考えている。

○ケースバイケースではあるが、多くの調停では、面会交流をすることが子どもの利益になるかどうかで対立をしている。子どもにとって一番いい面会交流のあり方を、当事者双方が共通理解を持って自分たちで結論を考え出してもらうことを調停では目標にしている。

○子どもの年齢に適した面会交流のイメージというのはあるか。

○裁判所では発達状況に応じた面会交流を考えている。どこか遊びに連れて行ってもらうことがよい年齢層から、親との交流はSNSで行いそれ以外は友達と遊んでいる方がよいという年齢層まであり、また家の中が好きな子、外が好きな子などの個々の特徴もあるのでそのあたりを考慮している。

○面会交流調停事件の件数は分かるか。

●京都家裁本庁の申立件数は、令和元年が261件、令和2年が279件、令和3年が308件、令和4年が267件、令和5年が257件である。

○手続が複雑化していると思うが、関係する職員のマンパワー、人手は逼迫していないか。面会交流調停事件は何人くらいで担当しているのか。

●当庁で家事事件を担当する家裁調査官は約20人おり、各自が持っている面会交流事件は、時期等でばらつきはあるが、概ね5、6件という

状況である。

○親ガイダンスなど調停期日までにもきめ細かい対応がされているが、調査官の負担感はどのようなものか。

●先に5、6件とお伝えしたが、それ以外にも離婚調停等に立会して調査を受命することがあったり、親ガイダンスの担当があったり、試行的面会交流も2人の調査官が共同で担当している。現状で回らないことはないが、事案の性質上、そこそこの負担感はある。

○面会交流事件の審理期間はどのくらいか。また、調停が成立しても履行されない場合、どのようなことができるのか。

●令和5年度に終局した面会交流事件の審理期間を確認したところ、6か月以上1年以内に終了したものが一番多く、平均すると1年弱である。なお、この審理期間は、調停不成立となった事件については、申立てから審判が出るまでの期間になる。実感として、紛争性の高くないものは3、4回の期日で成立するイメージだが、紛争性が高いものは期日間に調査を行ったり、働きかけをしたりする等して、1年程度かかる事案もある。次に調停成立後に履行されない場合の手続には、履行勧告といって権利者からの申出によって裁判所から義務者に対し調停で決まったことを履行するよう書面等で勧告するものや、再調停という形で面会交流について再度話し合いがなされる場合がある。

◎面会交流は、それぞれの親の協力が不可欠であるため、その理解や納得を得ることを目指して調停を進めていく。調停が成立してもその内容が守られなければ、履行勧告、再調停や間接強制などの手続に行く場合もあるが、裁判所としてはそれが望ましい状況とは思っておらず、そうならないようにどのように調整していくのかを日々考えている。

○親が納得している調停の結論に対して、子どもが満足していないこともあると思うが、それが分かるような仕組みはあるのか。

●調査官が子どもから、どのような面会を希望しているか、また、面会を実施している中でどう感じているかなどを聴取し、それを父母にフィードバックするなどして、調停の解決に向けた働きかけを行うことがある。

○子どもの手続代理人という制度がある。これは弁護士が父や母ではなく子どもの代理人としてその聴取した意見を調停の手続に反映させ、子どもの利益を実現していくもので、まだ利用例はさほど多くはない。子どもの年齢などいろいろな要件もあるので、常に利用できるわけではないが、選択肢の一つとして紹介したい。

○面会交流は子どもの問題であると同時に父母の問題でもあると思う。親の寛容性が高まれば、問題が随分と軽減されるように思うが、父母に向けてアドバイスをするなどの制度はあるのか。

●調停の早い段階で、子どもの気持ちや子どもに配慮すべき点、面会交流の意義など基本的な知識付与を目的とした親ガイダンスを実施している。調停中にも面会交流の意義については調停委員、調査官から働きかけをしているが、親自身の相手に対する不信感など感情の整理に一定の時間がかかることもあり、働きかけがなかなか奏功しない場合があるなど、難しさを感じている。

○再調停は裁判所としては望ましくないものと考えているが、再調停となるケースはどの程度あるか。また、再調停になりやすいケースの分析などしているか。例えば、親ガイダンスの出席との関連など、要因として見えてくるものはあるか。

●再調停についての統計はない。印象になるが、再調停にもいろいろあり、最初の調停で十分に話し合いができなかったケース、子どもが成長したことで事情が変わってきたケース、父母間で何らかのトラブルが生じ、それが火種となって面会ができなくなったことによる申立てなどがある。

再調停の場合、どこでうまくいかなかったのか、どういう背景事情があるのかなどを調停や調査の中で確認するところから始まると思う。親ガイダンスとの関連性も統計がない。

○一般論として、なるべく減った方がいいケースについて、どういう要因で生じているのかを分析することが大切で、それには統計的な把握が欠かせないと思う。また、親ガイダンスについても、平日だけの開催だと参加できない人が一定数いるのは明らかなので、何か工夫をして土日、祝日の開催や夜間の開催などを検討すべきだと思う。

◎子どもの考え、意思、利益をどう把握していくのかという点でアドバイスをいただけないか。

○面会交流の調停において、面会交流をしない方がよいと判断されることもあるのか。

○面会交流をしない方向で合意されることもあるし、調停から審判に移行した結果、審判で却下される場合もある。子どもが虐待にあっているケースもあれば、乳児の場合は交流の方法として必ず監護親が関わらないとできないが、その親がDVで傷ついている場合など直接的な交流は難しいケースもある。間接的な交流、例えば非監護親からプレゼントや手紙を送る方法もあるが、子どもの年齢が上がると、そういうものを送られること自体がしんどいという場合もある。

○子どもは両方の親に対して気を使うことが多く、親が嫌がることはなかなか言わない。そこで、子どもが本音を言える状況を作るのが大切になるが、プレイルームのような場所で子どもが普段の様子を出しやすい中で聞き取る方法であったり、初対面の調査官ではなかなか安心して話すことが難しい場合には、親族など親しい人に第三者として立ち会ってもらうことで子どもが本音を話しやすくなるといったことも考えられる。

○離婚紛争中の家庭の中で不安定になっている子どもは、自分の意見を

言っているという気持ちになりにくいので、お父さんやお母さんと意見や考えが違ってても自分の気持ちを言っているのだと伝えていくことが大切だと思う。

○民法の改正で共同親権が選択できるようになったが、これによって、面会交流の実務などに何らかの影響はあるだろうか。

○改正法が施行されていない現時点では、その影響は測りかねるが、離婚して共同親権になっても、子どもは物理的にどちらかの親としか住めないで、離れた親との関わり方を考えていくというところはあまり変わらないと思う。それが面会交流なのか監護の一種なのか判断枠組みがどうなるのかはよくわからないが、子どもの利益を一番に尊重して交流のあり方を考えることは変わらないと考える。

○申立件数の増減について議論されていることはないか。

○面会交流の件数がどうなるかの議論は今のところない。

○先ほど各調査官が面会交流事件は概ね5、6件ずつ担当しているとのことだったので、マンパワーが大丈夫かと気になったため質問した。

○子どもの気持ちを汲み取ることにに関して、まず、どんなことを話してもいいということを前提として、話されたことに対し、良い悪いなどの判断をせず、ただ関心を持って聴くことが大事である。関心を寄せられていることがわかれば、子どももこちらを味方だと思ってくれてだんだん話が広がっていくことが多い。また、話の内容についての秘密が守られることも大切である。親しい人だからこそ話しにくいということはよくあって、少し距離が離れた人の方が、今後の関係など気にせず比較的素直に話せるという傾向はある。子どもの意見を調停に反映するというと構えてしまうので子どもの意見は意見として聞いておいて、それをどのように調停に反映させるかは裁判所の責任において行うということを伝えておくと安心材料になるのではと思う。

○オンラインでの面会交流をもっと広げていくべきだと考える。裁判所はデジタル化が遅れている旨聞いているが、一般にはオンラインでの交流も増えており、今の子供たちはオンラインでの接し方も慣れている。また、DVや虐待の場合でもオンラインであれば物理的な危害を加えられる心配はないので、やり方次第で有効活用が期待できる。一部の国では、日程調整などを含めアプリケーションを使って面会交流を行う仕組みが導入されているようである。ぜひオンラインの活用を積極的に進めてほしい。

○普段関わりのない分野で非常に勉強になるとともに、家庭裁判所の苦勞や尽力を感じた。裁判所といえば紛争を解決するというイメージだが、面会交流は、両親の間での紛争が端緒ではあるが、目指すところは子どもにとっていい形であり、裁判所の典型的な役割とは次元が違うところを目指していて、福祉的な観点、子どもの福祉をすごく大事にしているのだと感じた。先日、児童相談所の方と話をした際も、子どもの最善の利益を追求することを目的としてやっているとのことで、今日の話とオーバーラップしているように思うし、いろいろな機関が共通のものを目指し、国として必死に取り組んでいることは素晴らしいことと感じた。

○例えば児童相談所で子どもから聞き取りをする場合は、臨床心理士などの専門職が当たると聞いているが、家庭裁判所調査官はどういう立場になるのか。

●家庭裁判所調査官は、行動科学の知識・技法を用いて調査する者で、心理学を学んで入ってくる者もいるが、福祉や教育、場合によっては法律を学んで入ってくる者もいる。入ってすぐに2年間の研修がありそこで実務に必要な行動科学の知識・技法等を学び、実務を通して身に付けている。児童相談所の児童心理司の方や児童福祉司の方に近い立ち位置だと思う。

◎裁判官としても、家庭裁判所調査官は、全ての者が臨床心理士や公認心理士などの資格があるわけではないが、専門家として科学的な立場から事件処理に関わってもらっていると理解している。

(5) 次回期日とテーマ

期 日 令和6年12月18日（水）午後3時

テーマ 「京都家裁における家事手続案内及び事件受付の在り方について」